

電子情報処理組織により交付することができる処分通知等に係る費用徴収に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、処分通知等を電子情報処理組織により交付する事務（茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）第2条第2項の規定の適用を受ける別表第1の2の左欄に掲げる事務及び同条第4項の規定の適用を受ける別表第2の2の左欄に掲げる事務を除く。以下「要項事務」という。）について、当該事務に係る処分通知等を紙文書により受ける旨を申し出た者（以下「希望者」という。）に対する費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子情報処理組織 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。
- (2) 処分通知等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第9号及び条例第2条第7号に規定する処分通知等であって、別表の左欄に掲げる要項事務に係るものをいう。

(費用負担)

第3条 希望者は、処分通知等を文書により受けるための費用として、当該文書の用紙1枚につき10円を負担するものとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として当該費用の額を算定する。

- 2 希望者は、前項の規定による費用のほか郵送料を負担して、同項の文書の送付を求めることができる。
- 3 第1項の費用及び前項の郵送料は、前納とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該希望者は、第1項の費用及び第2項の郵送料を負担しないことができる。

- (1) 処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法で受けるための機器を所有せず、又は使用することができない場合
- (2) 経済的困難により納付する資力がないと認められる場合であって、次のいずれかに該当するとき。
  - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けているとき。
  - イ 天災その他の非常災害により損害を受け現に著しく困窮しているとき。
  - ウ ア又はイに掲げる場合に準ずると知事が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずると知事が認める場合

(費用の額等の通知)

第4条 知事は、要項事務に係る申請等（条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を受けた場合は、当該申請等をした者に対し、当該申請等に係る処分通知等を文

書により受けるかどうかを確認するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による確認の結果、当該処分通知等を文書により受ける旨の申出を受けたときは、前条第4項の規定により希望者が同条第1項に規定する費用を負担しない場合を除き、希望者に対し、同項の規定により算定した費用の額を通知するものとする。
- 3 前項の規定は、希望者が前条第2項の規定に基づき文書の送付を希望する場合について準用する。

(費用の不返還)

第5条 第3条第3項の規定により既に納められた費用及び郵送料は、返還しない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施のため必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和5年7月1日から施行し、同日以後にあった要項事務に係る申請等について適用する。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行し、同日以後にあった要項事務に係る申請等について適用する。